

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 手すりにしっかりつかまって エスカレーターでの事故に注意！
- ◆ カスタマーハラスメントについて
- ◆ ご用心 災害に便乗した悪質商法
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の御紹介①（宮城県金融広報委員会）



手すりにしっかりつかまって エスカレーターでの事故に注意！

事例 1

スーパーで下りエスカレーターに乗っている際、前方の人が転倒しエスカレーターが緊急停止した。その際に、後ろに倒れてひじと頭を強打した。

事例 2

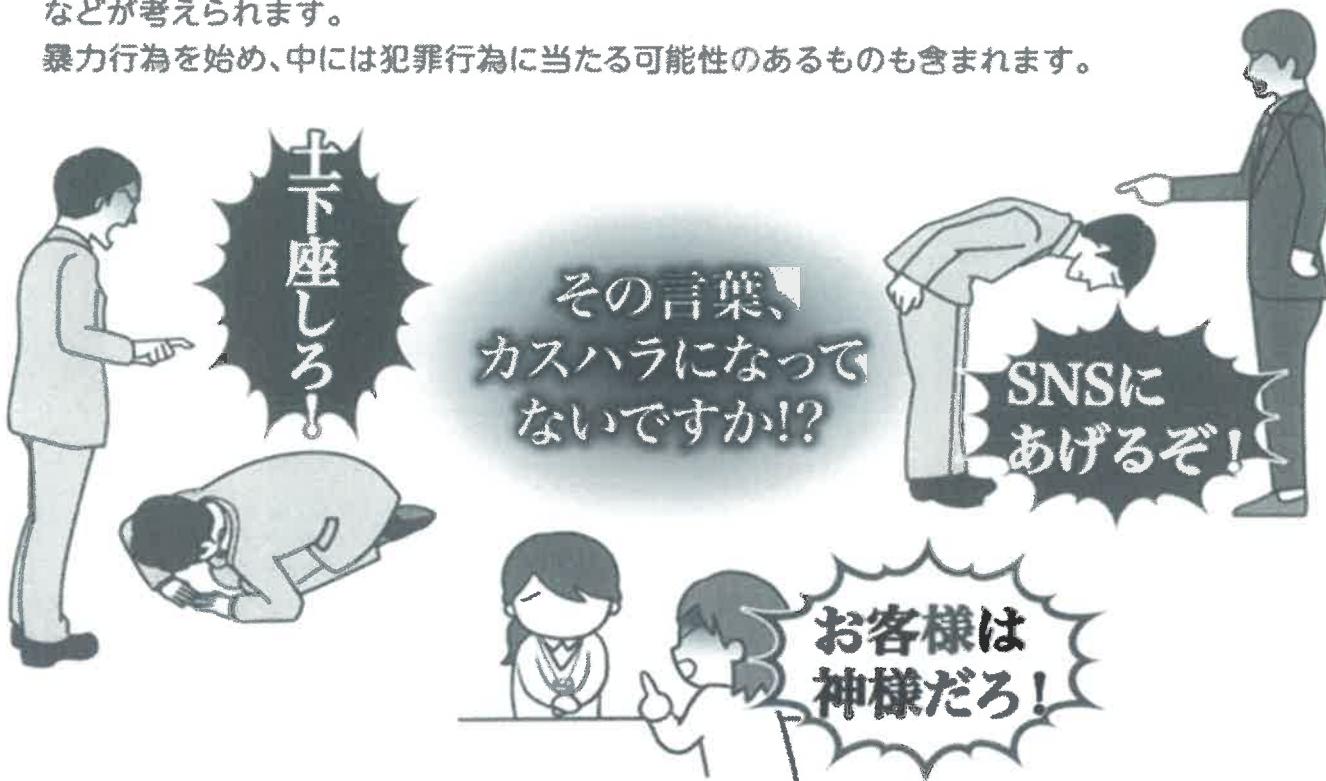
夫が、家電量販店の下りエスカレーターで転倒し、頭が下になった状態で転がってしまった。幸い一緒にいた娘とほかの客が支えたので、おしりの打撲だけで済んだ。使用している杖がどこかに挟まったのかもしれない。

★ひとこと助言★

- エスカレーターでの転倒は、死亡や重篤な事故に至るケースもあり注意が必要です。
- 高齢になるにつれて、足元の動きに想定外の変化があった時、とっさに対応しにくくなるので気をつけましょう。
- エスカレーターは、非常停止スイッチが押された時や、衣服が挟まった時など様々な原因で緊急停止することがあります。エスカレーターに乗っている際は歩いたりせず、しっかりと手すりにつかりましょう。
- 両手に荷物を持ったり、買い物カートやシルバーカーを押している時などは、エレベーターを利用しましょう。
- 靴やサンダル、衣類の裾などが挟み込まれないように、黄色い線の内側に立ちましょう。傘の先や杖などがステップの溝に挟まって抜けなくなる場合もあるので注意しましょう。

カスタマーハラスメントについて

- カスタマーハラスメントとは、客から従業員への理不尽なクレーム、過剰な要求などです。例えば、
 - ・過大な要求や不当な言いがかりなど、主張・内容等に問題があるもの
 - ・主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものなどが考えられます。
- 暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。



STOP! カスタマーハラスメント

—皆様に気持ちよく過ごしていただくために—

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」ときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

① ひと呼吸、置きましょう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

② 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、
またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

③ 従業員の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。
一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。

悪質商法！

ご用心 災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近は「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン188）にご相談ください。

- ・県内の消費生活センター等の相談窓口、消費者ホットライン（188）
- ・警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署の悪質商法窓口係）

消費生活センターからのお知らせ

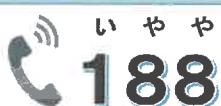
10月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
9/29	9/30	1	2	3	4	5
休	○	○	○	○	○	○
6	7	8	9	10	11	12
休	D	○	○	○	○	○
13	14	15	16	17	18	19
休	○	○	○	○	○	○
20	21	22	23	24	25	26
休	○	○	○	○	○	○
27	28	29	30	31		
休	○	○	○	○		

- ・宮城県消費生活センターの10月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- ・毎週日曜日、祝日、7日（月）の午前中（相談員研修）は、お休みとなります。
- ・消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。（市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせの

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



うまい話は
まず疑う！

必要なものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
まず相談！

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

金融経済教育推進機構 (J-FLEC)の御紹介①



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

金融リテラシー向上の施策を実現するため、今年4月に「金融経済教育推進機構（通称：J-FLEC）」が設立され、8月から本格的に稼働を開始しました。

J-FLECは金融広報中央委員会の機能を受け継ぎ、各都道府県の金融広報委員会と連携して金融経済教育の取組を実施しています。

なぜJ-FLECが
設立されたのでしょうか？



経済的に自立し、より良い生活を送るために
は、「お金に関する知識や判断力」（金融リテラシー）が必要です。正しい知識を身に付ければ、金融トラブル防止や資産形成の面で役に立つことでしょう。

しかしながら、「金融教育を受けたことがある」と認識している人は、調査によれば7%と多くはありません。

J-FLECは、金融経済に関する教育と、知識の普及を目的として設立されました。

J-FLECでは、
どんなことをしているので
しょうか？
金融商品の営業や勧誘を
されたりしないでしょうか。



J-FLECは、官民一体となって金融経済教育を行うための中立的な組織として設立されました。

ご要望に応じて、専門的な知識を持つ講師を派遣して講座を実施したり、家計管理や金融商品・サービス等についての御相談に応じたり、中立的な立場から様々な取組を実施しています。

講師派遣の御依頼や、その他の取組の詳細は、J-FLECのホームページをご覧ください。



J-FLEC

